

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東伊豆町は伊豆半島東海岸の中央に位置し、南東は相模湾に面し、北東は伊東市赤沢に面している。北西は天城連山の万二郎・万三郎岳を境に伊豆市に接し、南西は河津町に接している。東西 15.04 k m、南北 13.78 k m、総面積は 77.81 k m<sup>2</sup>です。地形は主として丘陵をなし、海に面していくつかの平地が点在している。町のほぼ中央には白田川が東南に流れ、町を二分している。鉄道は伊豆急行が海岸沿いを走り、道路は国道 135 号泉が同じく海岸線を通っている。

本町の人口は減少しており、2010 年は 14,064 人となり、1980 年からの 30 年間で 3,000 人近く減少している。特に 2005 年から 2010 年の 5 年間は減少が 1,101 人と大きい。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015 年の総人口は、13,052 人約 1,200 人と減少が大きく、今後も人口は減少傾向で推移し、少子高齢化が益々進んでいくと見込んでいる。

東伊豆町は観光産業が基幹産業で、農林水産業や建設業など幅広い産業分野と関連し、町の主要産業となっている。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

こうした中、町内の中小企業の生産性向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上する目標とする。

## 2 先端設備等の種類

東伊豆町は観光産業を中心に、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東伊豆町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

東伊豆町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は東伊豆町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

東伊豆町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、基本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意の日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画は3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先

端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。